

揮発性有機化合物排出抑制に関する大気汚染防止法の概要

1. 大気汚染防止法の変遷

浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントに係る大気汚染の状況が深刻であり、浮遊粒子状物質による人の健康への影響が懸念され、また、光化学オキシダントによる健康被害が数多く届出されており、緊急に対処することが必要であった。

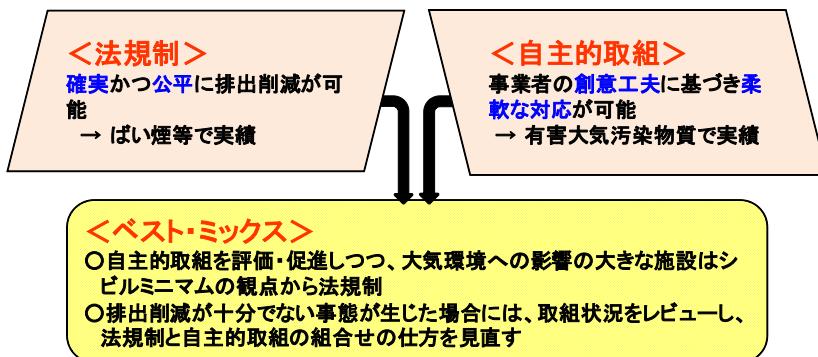
平成17年 大気汚染防止法改正

大気汚染防止法施行令、同法施行規則改正

- 挥発性有機化合物（VOC）の排出抑制は、自主的取組と法規制を適切に組み合わせて相乗的な効果を發揮させる（政策のベスト・ミックス）。
- 法規制については、VOC排出量が多い施設を揮発性有機化合物排出施設を規定し、事前届出、排出基準の遵守及び測定を義務付け。

2. 現在の法体系

法規制と事業者の自主的取組とのベスト・ミックス手法により、効率的にVOCの排出抑制を実施



法規制の概要

